

一般社団法人

サンタクロース奨学金支援機構

第9回(2026年度)奨学生募集要項

趣 旨

当機構は、児童養護施設や里親家庭で生活している児童たちが、社会での自立を目指して歯科衛生士専門学校・歯科技工士専門学校を中心に各種大学・専門学校へ進学し、勉学や専門知識・技術の修得を支援するため、奨学金の支給を行います。
(第9回につきましても、歯科衛生士専門学校・歯科技工士専門学校への進学希望に限定致します。)

第9回(2027年3月卒業)の奨学生(奨学金受給者)の募集を次のとおり実施いたします。

奨学生(奨学金受給者)の応募資格

高校時予約奨学生

- 1 日本に国籍があり、現在、日本の高等学校または特別支援学校高等部などの高等課程の3年に在学し、国内の歯科衛生士専門学校または歯科技工士専門学校へ進学を希望する生徒等である者。
- 2 国の定めによる要保護児童であること。(児童福祉法第6条の3第8項に該当する者)
- 3 人物および学業について優秀であり、かつ経済的な理由により修学が困難であると認められる者。
- 4 在籍する高等学校等の学校長かつ住居する施設の施設長、里親の推薦を受けた者。

上記1から4の条件のすべてに該当する者が奨学金の申請ができます。

支給金額

奨学金支給条件

支給条件については、国の定める要保護児童であり、2027年3月に高校を卒業する者でなおかつ歯科衛生士専門学校・歯科技工士専門学校入学試験に合格した者とする。

奨学金の内容・支給金額

学資奨学金

歯科衛生士・歯科技工士専門学校入学希望者に学資奨学金として、指定口座へ振り込み一括支給致します。
支給金額は100万円とします。

1 前頁の奨学金の支給は以下のとおりとします。

現在学校卒業見込み及び希望校の合格決定が確認できたのち、指定口座へ振り込み一括支給致します。

2 奨学金の返済について

- 1) 本奨学金は原則、返済は不要とします。
- 2) 本奨学金を支給されたのち歯科衛生士・歯科技工士専門学校の入学式の前に進学を辞退した場合は奨学金の返済を義務付けます。
- 3) 歯科衛生士・歯科技工士専門学校の入学式出席をもって本奨学金の返済義務は消失します。

奨学生申請者の募集

- 1 第9回(2027年3月卒業)奨学生の採用人数は、3名を予定しています。
- 2 奨学生の募集期間(申請書類の提出期間)は、令和8年9月1日から同年9月30日までとします。
(9/30の消印有効)
- 3 書類審査および論文審査(2026年11月1日~11月末日)を実施します。
※論文テーマについては、後日申込者へ伝達

申請手続き

高校時予約奨学生の申請

- 1 応募資格を有し、高校時予約奨学生を希望する生徒は、在籍する高等学校等の学校長かつ住居する施設の施設長、里親の推薦を受けたうえで必要書類を作成し、当財団理事長に提出・申請します。
- 2 申請者の在籍する学校長及び住居する施設の施設長、里親には、申請者が当機構が掲げる応募資格に該当するとともに、優秀と認められる者について、学業については学校長、人物については施設長、里親が所見し、高校時予約奨学生の候補として推薦して頂きます。
- 3 申請に必要な書類は、次のとおりです。
 - 1) 奨学金給付申請書 ※推薦書を含む。推薦書は学校長および施設長の記入が必須です。
 - 2) 申請者の論文(進学の目的や将来展望など)
 - 3) 高等課程の在学証明書(または卒業・修了証明書)
 - 4) 前学年迄と申請時直近の成績証明書
(注) 1・2学年(年間)と3学年(1学期)の成績が分かるもの
 - 5) 住民票など住所を確認できる書類の写し
 - 6) 要保護児童の対象者は「児童福祉法」に定められる「要保護児童」の証明書類等の写し

奨学生の採用決定および通知

奨学生の本採用は、2026年12月中旬までに決定致します。

I 奨学生採用の選考結果は、奨学金受給者採否決定通知書により、申請者全員に通知します。

I) 高校時予約奨学生は、書類と論文による選考委員会で決定し、その結果（予約採用[内定]の可否）を申請者本人および推薦人に通知します。予約採用者（内定者）が歯科衛生士専門学校または歯科技工士専門学校への合格・入学を確認後に奨学金の支給を行います。

（注）予約採用者（内定者）が歯科技工士専門学校または歯科技工士専門学校以外の進学を選んだ場合は、本採用を見送ります。

奨学金の支給

・奨学金は、専門学校等への納付期限に合わせ、受給者の指定する金融機関の本人名義口座へ振込により支給します。

奨学金の取消

・支給決定後、奨学金内定者が歯科衛生士専門学校または歯科技工士専門学校以外の進学選んだ場合は、奨学金を取り消します。

奨学金の返還

・基本的に返済義務はありません。

※奨学生が、入学式出席後にやむを得ない事情により通学できなくなった場合については、奨学金の返金義務は生じない。

個人情報保護に関する事項

当機構がこの奨学金給付申請に関して取得する個人情報は、選考作業や受給者の決定通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。

申請書などの請求および本件に関する照会先ならびに申請書の送付先

一般社団法人 サンタクロース奨学金支援機構 事務局

〒040-0033 北海道函館市千歳町11-1

TEL：0138-23-5800（代表） FAX：0138-23-5900

ホームページ：<http://santaclaus-shogakukin.com/>

一般社団法人

サンタクロース奨学金支援機構

支援機構概要

名 称 一般社団法人 サンタクロース奨学金支援機構

設 立 平成28年11月1日

代 表 者 代表理事 前多壯晃

所 在 地 〒040-0033 北海道函館市千歳町11-1

電 話 0138-23-5800 (代表)

F A X 0138-23-5900

ホームページ <http://santaclaus-shogakukin.jp/>

奨学金支給事業

1. 要保護児童の学生等に対する奨学金の支給